

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

住民基本台帳法第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年11月1日から令和5年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
令和4年11月29日	日本銀行情報サービス局	(株)日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査	中郷町栗野 15名